

定 款



定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社 U E X と称する。

2. 英文では U E X , L T D . と表示する。

(本店の所在地)

第 2 条 当社は本店を東京都品川区に置く。

(目的)

第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の物資の製造、加工、売買、賃貸借、据付工事請負並びに輸出入

(一) ステンレス鋼、特殊鋼、特殊金属、非鉄金属、貴金属、鉄鋼並びにそれらの原料

(二) 各種機械工具、輸送機類

(三) パルプ、紙類、木材、石材及び副産物

(四) 前(二)に掲げる物資のリース業

(2) 精密機器、度量衡器、測定器、医療用機械器具、時計、事務用機器、光学機械器具、電気通信機器、放送機器及びそれらの部品の輸出入、販売、据付工事請負、技術指導請負

(3) 建築資材、建設機械及びその部品の輸出入、販売

(4) 空圧機器、土木建設用車輛、自動車及びその修理用機械器具並びにその部品の輸出入、販売

(5) 工業用に使用する化学製品、医療機関で使用する麻薬向精神薬原料の輸出入、販売

(6) 不動産の賃貸管理及び販売

(7) 古物商

(8) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務

(9) 建設業

(10) 鋼構造物の設計製作及び建設

(11) 管工事の請負、施工

(12) 旅行業、旅館の経営並びに宿泊施設、スポーツ施設の経営

(13) 飲食店の経営

(14) 倉庫業

(15) 陸運、海運、航空運送等運送業務の請負

(16) 水産物の輸出入並びに水産物の販売

(17) 雲母、珪石、蛍石等非金属鉱物の仕入販売

(18) 熔融シリカ等の電気絶縁材料及び炭化珪素の仕入販売

(19) 鏡及び鏡関連製品の仕入販売

(20) 衛生陶器の輸出入、販売

(21) 家庭用プラスチック製品及び工業用プラスチック製品の輸出入、販売

- (22)電気の供給事業
- (23)有価証券の保有並びに他の関係会社への投資
- (24)前各号に付帯する一切の業務

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、3,600万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める「株式取扱規則」による。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

- 2. 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、予め公告のうえ基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、招集する。

(招集地)

第13条 当社の株主総会は、東京都23区内において招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定められた順序により他の取締役が招集する。

2. 株主総会の議長は、取締役社長がこれに任じ取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定められた順序により他の取締役がこれに代わる。
3. 議長は総会の秩序を維持するため必要な命令を発し、これに従わない者に対しては会場から退去させることができる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決定する。

2. 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決定する。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には株主又は代理人は株主総会ごとに委任状を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録する。

2. 株主総会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役

(員数及び選任方法)

第19条 当社の取締役は9名以内とし、株主総会の決議により選任する。

2. 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する(累積投票の排除)

第20条 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第22条 取締役会の決議をもって取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができる。

(代表取締役)

第23条 取締役社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。

2. 取締役会の決議をもって他の取締役の中から会社を代表すべき取締役を選定することができる。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬等は株主総会の決議により定める。

第5章 取締役会

(取締役会の設置)

第25条 当社は取締役会を置く。

(招集権者及び議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定められた順序により他の取締役がこれにあたる。

(招集手続)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日から3日前までに発する。

但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(決議)

第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを決定する。

(取締役会の決議の省略)

第29条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第30条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、議長、出席取締役及び出席監査役が記名捺印又は電子署名のうえ保存する。

2. 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

第6章 監査役

(監査役の設置)

第31条 当社は監査役を置く。

(員数及び選任方法)

第32条 当社の監査役は4名以内とし、株主総会の決議により選任する。

2. 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は株主総会の決議により定める。

第7章 監査役会

(監査役会の設置)

第36条 当社は監査役会を置く。

(招集手続)

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日から3日前までに発する。

但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(決議)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決定する。

(議事録)

第39条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席監査役が記名捺印又は電子署名のうえ保存する。

2. 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

第8章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第40条 当社は会計監査人を置く。

(選任方法)

第41条 当社の会計監査人は株主総会の決議により選任する。

(任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第9章 執行役員

(執行役員)

第44条 取締役会の決議をもって12名以内の執行役員を選任することができる。

2. 取締役会の決議をもって副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を選定することができる。
3. 執行役員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(執行役員規則)

第45条 執行役員に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める「執行役員規則」による。

第10章 計 算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金等)

第47条 当社は株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿記載又は記録の株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

2. 当社は取締役会の決議により、毎年9月末日の最終の株主名簿記載又は記録の株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間等)

第48条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

第11章 買収防衛策

(買収防衛策の導入等)

第49条 当社は、株主総会においても、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者による買収に対する買収防衛策の導入及び継続を決定することができる。

(新株予約権無償割当ての決定機関)

第50条 当社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により行うことができる。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

原始定款作成

昭和30年 1 月 8 日

変更

昭和31年 2 月 18 日

昭和37年 7 月 24 日

昭和39年 2 月 4 日

昭和41年10月 31 日

昭和43年10月 9 日

昭和45年11月 26 日

昭和50年 5 月 26 日

昭和55年10月 6 日

昭和57年 6 月 28 日

昭和58年 6 月 28 日

平成元年 2 月 28 日

平成元年 6 月 28 日

平成 2 年 6 月 26 日

平成 4 年 6 月 26 日

平成 6 年 6 月 29 日

平成10年 6 月 26 日

平成14年 6 月 27 日

平成15年 6 月 27 日

平成16年 6 月 29 日

平成17年 4 月 1 日

平成17年 6 月 28 日

平成18年 6 月 28 日

平成19年10月 1 日

平成20年 6 月 26 日

平成21年 6 月 25 日

平成25年 6 月 21 日

令和元年 6 月 20 日

令和 4 年 6 月 21 日

これは当会社の定款である。

令和 4 年 6 月 21 日

東京都品川区東品川二丁目 2 番24号

株式会社 UEX

代表取締役社長 岸本 則之